

中津川市宅地造成事業協議書の提出について

1. 宅地造成事業指導委員会の開催

宅地造成事業(事前)協議書は、毎月10日(土日祝日の場合は翌開庁日)締切、その月の下旬(25日前後)に宅地造成事業指導委員会を開催。

2. 提出書類

宅地造成事業に関する事前確認書と『宅地造成事業(事前)協議書』・『設計説明書』・『権利関係調書』に下記の図面・資料等を添付して正本1部(施主に返却されます)及び副本1部、正本のCDデータ(連結させた一連のPDFファイル)を持参し、直接管理課へ提出すること。

※注意事項

- (1) 事前確認書等により申請土地の法規制等を事前に事業者自ら十分に調査し、申請用途との整合性が図られた事業であること。
- (2) 中津川市宅地造成事業に関する指導要綱第4条第2項の規定により、承諾を既に得た事業であること。

3. 添付図面・資料

図面の種類	明示すべき事項・特記事項	縮 尺	備 考
(1)位置図	区域(位置)の表示	1/10,000以上	
(2)区域図	区域(位置)の表示(住宅地図可)	1/2,500 以上	
(3)現況図	区域の表示、地形・境界周辺施設等の表示	1/1,000 以上	
(4)土地利用計画図	区域の表示・施設の位置及び形状・建築物の配置・切土(茶)・盛土(緑)の着色表示	1/1,000 以上	
(5)造成計画平面図	同上(4)と兼ねてもよい。	1/1,000 以上	
(6)造成計画断面図 ・断面詳細図	区域の表示、切盛土前後の地盤表示、切盛土の着色表示、断面詳細図は縦横3ヵ所程度	1/ 200 以上	
(7)道路平面・断面 ・詳細図	区域の表示、道路位置の指定申請同等図面	1/ 500 以上	
(8)給排水施設計画図	区域及び対象施設の表示、給排水方法	1/1,000 以上	
(9)消防水利計画図	区域及び対象施設の表示、到達距離表示、構造図	1/1,000 以上	
(10)がけ断面図	擁壁の寸法及び勾配・材種・裏込めコンクリートの寸法・透水層の寸法等表示	1/1,000 以上	
(11)公図写(法務局)	区域の表示、権利者・隣接土地所有者及び地目表示、大字・字界の表示		
(12)防災工事計画図	必要に応じ添付		
(13)計画雨水量の区域図 (放流先の上流区域含む)	雨量計算書、流域区域図、排水計画書		

図面の種類	明示すべき事項・特記事項	縮 尺	備 考
(14) 承諾書並びに協議の写 (第11号～14号様式)	土地所有者・隣接土地所有者・利害関係者及び自治組織代表者の		
(15) 土地の全部事項証明書	3ヶ月以内のもの		
(16) 敷地の丈量図			
(17) 誓約書(第5号様式)	工事中及び完成後の維持管理		
(18) 誓約書(第6号様式)	区画形質の変更3,000㎡未満の場合		
(19) 河川法に基づく許認可申請等の写	制限行為申請等(許可は協議成立後)		
(20) 道路法に基づく許認可申請等の写	自費工事承認申請等(許可は協議成立後)		
(21) その他個別法に基づく許認可申請等の写			
(22) 現況写真(1部)			
(23) その他	協議に必要な書類		

4. 最終データの提出

宅地造成事業指導委員会で申請書類の追加や修正があった場合、「宅地造成事業に関する協議通知書」の受領時に、追加修正後の正本データ（連結させた一連のPDFデータ）を提出すること。